

クーリングシェルトアの 申請を受け付けています！

指定暑熱避難施設（クーリングシェルトア）とは

従来の熱中症警戒アラートより一段上の「熱中症特別警戒情報」(※)が発表されたとき、熱中症による重大な健康被害が発生しないよう、市民が避難できる施設です。

※秋田県内のすべての情報提供地点(県内24か所)で、前日の午前10時頃時点における翌日の日最高暑さ指数が35以上と予測される場合に、環境省が前日の午後2時頃に熱中症特別情報を発表します。

運用期間は4月第4水曜日から10月第4水曜日までです。

なお、これまで全国でも熱中症特別警戒情報の発表基準に相当する暑さになったことはありません。



1 横手市からのお願い

横手市では、クーリングシェルトアの指定を推進しています。

市民の熱中症予防のために、施設をクーリングシェルトアとして開放していただける施設の管理者からの申請を受け付けています。

クーリングシェルトアとして指定した施設は、本市ウェブサイトなどで公表させていただきます。

事業者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。



2 要件

- (1) 横手市内の施設
- (2) 適切な機能を有した冷房設備の設置とその定期的なメンテナンスの実施
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表されたときの市民などへの開放
- (4) 施設の受け入れ可能人数に応じた、利用者の滞在に必要なかつ適切な空間の確保
- (5) 市と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に関する協定書」の締結

3 申請受付期間

随時申請を受け付けています

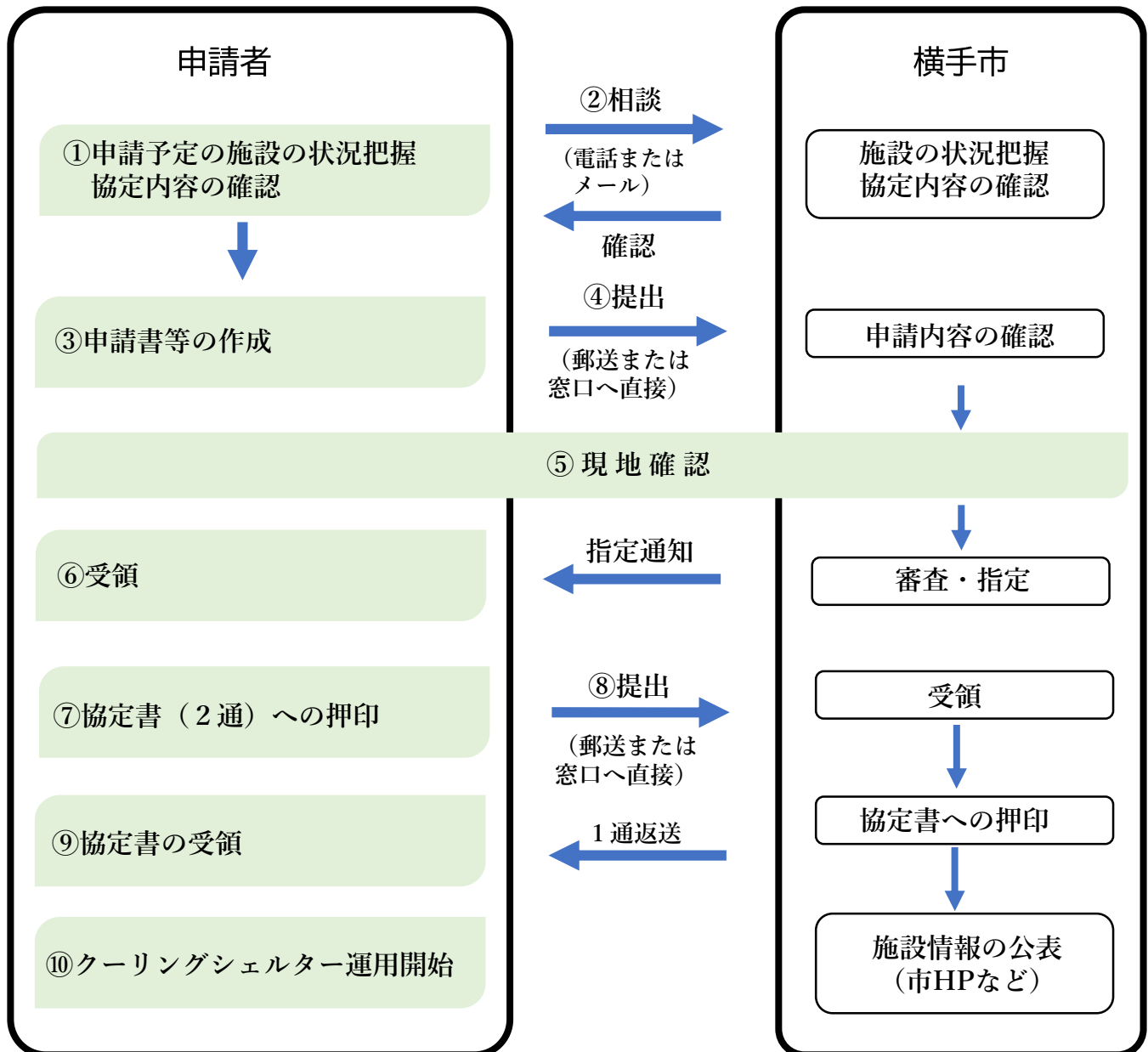
4 申請方法

生活環境課へメールまたは電話にてご相談の上、申請書に必要事項をご記入いただき、郵送または窓口へ直接ご提出ください。

5 その他

申請者が暴力団関係事業者である場合や市長が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定しない、または指定を取り消すことがあります。

6 申請の流れ



～横手市のクーリングシェルター募集に関するお問合せ先～

秋田県横手市生活環境課環境係（横手市役所本庁舎1F）

〒013-8601 秋田県横手市中央町8-2

電話 0183-35-2184

FAX 0183-33-7838